

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号
ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準

（平成17年3月7日 財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号）第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準を次のように定め、平成17年4月1日から施行する。なお、昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準）は、廃止する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準

第1条 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者（公害防止管理者の代理者を含む。以下同じ。）として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
- 2 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- 3 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
- 4 業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 5 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- 6 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

第2条 特定事業者及び当該特定事業者の子会社（商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項（有限会社法（昭和13年法律第74号）第24条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の子会社及び商法第211条の2第3項（有限会社法第24条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により子会社となる会社をいう。以下この条において同じ。）、当該特定事業者を子会社とする親会社（商法第211条の2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該親会社の子会社（当該特

定事業者を除く。)が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
- 2 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- 3 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。
 - イ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制
 - ロ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統
- 4 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 5 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

第3条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第8号に掲げる商工組合又は水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員(常時使用する従業員の数が、50人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村(東京都にあっては特別区を含む。以下同じ。)の区域に設置されているものであること。
- 2 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10以下であること。

第4条 同一の業種に属する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者をいう。)が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者(常時使用する従業員の数が、50人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
- 2 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。
- 3 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 4 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10以下であること。